

司法院釈字第 575 号（2004 年 4 月 2 日）*

争 点

戸警分立の計画における機関調整の過渡的な条項は違憲か。
(戸警分立方案就機關調整之過渡條款違憲?)

キーワード

公職に就く権利（服公職権利）、戸警分立、過渡的な条項（過渡條款）、動員戡乱時期

解釈文：憲法第十八条は人民（＝国民）は公職に就く権利を有すると規定しているが、その趣旨は国民が法令により公務に従事することを保障し、またこれによって生ずる身分の保障を享有するところにある。当該機関が改編、廃止または移管により公務員に対して憲法が保障する公職に就く権利へ重大な不利益を及ぼすに至った場合は、過渡的な条項またはその他の緩和策を探ることを以て、総合的にこれらを配慮すべきである。

中華民国六二（1973）年七月十七日に改正公布した戸籍法第七条第二項は、「動員戡乱時期においては、戸政事務所は行政院（＝内閣府）の承認を経て特別市、県の警察機関に隸属することができる、その方法については行政院によりこれを定める。」と規定していた。動員戡乱時期の終結に応じるために、八一（1992）年六月二九日に改正公布した戸籍法第七条は前掲した規定を削除するとともに、同条第一項及び当該法律の施行命令第三条を改正し、戸警分立の制度を回復した。

*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

つまりこれは、国家の憲政秩序を常時体制に復帰させるためになされた機関組織の調整である。戸籍行政組織が民政のシステムへ復帰をなした以降は、戸籍公務員の任用は、当然ながら公務員任用法、各戸籍行政組織職階表及び関係人事法令の規定によりこれがなされるべきである。もともと戸籍行政を担当する警察官については、一般公務員の資格を有しない者は直ちに留任できなくなることから、よってこれは当該関係者の公職に就く権利に対して重大な不利益を及ぼすものである。こうした状況を緩和させるために、内政部（＝内務省）は八一（1992）年六月十日台（八一）内戸字第八一〇三五三六号通達を発したが、同年七月一日より実施した「戸警分立の実施計画」には、もともと戸籍行政を担当する警察官を五年以内に原職に留任させるかまたは警察官の職に復任させるか、或いは公務員試験の資格に関する制限を受けずに一般公務員に転任させるなどについては、既に当事者の意思、権利、利益及びその仕事の環境を改めて調整するためのかかる

必要な期限を充分に考量し、そのうえで国家が既に関係公務員に対して最小限の権利制限を選択したはずであり、よって行政コストを過度に消費する方式を以って戸警分立を実現するまでには至らないことを認めるべきである。当事者が期待するその職にあたっては、たとえその意に充分に沿うことができなくとも、戸警分立の制度を回復する重要性及び必要性と比較すれば、それにより受けた不利な影響は、軽量に属するか、または当事者個人の意思が尊重された結果である。よって、これは、期待的 possibility の範囲を超えて、法治国家の比例原則という要請には尚も合致するに属するものである。

前掲した実施計画の関連規定において、人民の権利に関わる法律を以ってこれが定められていないことは、むろん好ましくないことであるが、その内容は人民の自由権利を制限していないことから、なおも憲法二三条が規定する法律の留保の原則に反するとは言い難い。しかし、過渡的な条項が

、もしも法律の適用を排除または制限する効力を有する場合は、依然として法律を以ってこれを定めるべきであり、よってかかる法治国家の権力分立の原則にはじめて合致することを、ここに併せて指明しておく。

七二（1983）年十一月二一日に改正公布した警察官管理条例（＝法律）第二二条第二項の附図の註釈には、警察官が非警察官の職への転任につき、その原職級により転任の職に相当する職級の最高年功俸給に至るまでに換え、超えた部分が依然留保されるのは、異なる制度の公務員の間において本来異なる人事法令を適用するために職級を改めて格付けしなければならぬ特別規定である。これは公務員の人事制度の健全及び全体の均衡を保護するための必要な制限であり、憲法が保障する平等権の趣旨には尚も抵触するものではない。

解釈理由書：憲法第十八条は人民（＝国民）が公職に就く権利を有すると規定しており、その趣

旨は国民が法令により公務に従事することを保障し、またこれによって生ずる身分の保障、俸給及び退職金の請求等の権利を享有するところにある。公務員がもしもその所属機関の改編、廃止または移管により憲法が保障する公職に就く権利へ重大な不利益を及ぼされるに至った場合には、国家は適切な過渡的条項またはその他の緩和策を制定することを以て、公務員の権利保障を含め総合的に配慮すべきである。

六二（1973）年七月十七日に改正公布した戸籍法第七条第二項は、「動員戡乱時期においては、戸政事務所は行政院（＝内閣府）の承認を経て特別市、県の警察機関に隸属することができる、その方法については行政院によりこれを定める。」と規定していた。こうして、警察官は本来戸警合一の実施計画、戡乱時期における台湾地区の戸籍行政改革に関する外局規則（＝弁法）等の規定により、法律の依拠を有するうえで戸籍行政業務の戸警合一の制度を扱うことができた。その後、動員

戡乱時期の終結に応じるために、八一（1992）年六月二九日に改正公布した戸籍法第七条は前掲した規定を削除するとともに、同条第一項及び当該法律の施行命令第三条を改正し、戸警分立の制度を回復した。つまりこれは、国家の憲政秩序を常時体制に復帰するためになされた機関組織の調整である。

戸籍行政組織が民政のシステムへ復帰をなした以降は、戸籍公務員の任用は、当然ながら公務員任用法、各戸籍行政組織職階表及び関係人事法令の規定によりこれがなされるべきである。それゆえに、もともと戸政事務所にて戸籍行政を担当する警察官で、一般公務員の資格を有しない者は、その任用資格と人事制度の規定に合致しておらず、もしもその他の法令の依拠がないのであれば直ちに留任することができなくなる。こうした結果に至ったのは、むろん機関組織の民政システムへの復帰及びに既存の人事制度に依るものではあるが、しかしこれは明らかに、当該関係者の公職に就く権利

に対して既に重大な不利益を及ぼすこととなった。国家は当然ながら関連の人事に対しそれ相当の安置をする義務を有しており、例えば過渡的な条項またはその他の緩和策を制定し、これを以って制度の変更によってその権利利益に与えた衝撃を適度に低下させなければならない。

内政部（＝内務省）は人権を保障する配慮に基づき、八一（1992）年六月十日台（八一）内戸字第八一〇三五三六号通達を発し、同年七月一日より実施した「戸警分立の実施計画」における、その第四の（二）点は、すなわち当該任用資格及び関連の人事法令に合致しない警察官を対象として計画されたもので、業務が移管された以後も依然原の任用資格を以って引き続き戸政事務所に留任し、そして志願による警察職への復帰作業をすることができるとしたことで、つまり当該関係者に将来公職に就く計画を慎重に判断する機会を与えたものであり、たとえ当該関係者が五年以内に内政部八一年六月二四日台（八一）内

警字第8180130号通達で発した「戸警分立において民（戸）政組織に移動した警察官任用資格所有者が警察機関職への復帰を志願する作業要点」による復帰の申請がまだであり、依然として引き続き元来の職務を執行する者であったとしても、また一般公務員に転任することを許容し、引き続き原職に留任できるものとした。復帰の意思を五年以内に表示すべきとする制限に関しては、これは行政の効率に対する配慮及び職務配分の要請を基づくものであり、それによってかかる相当期間内に各機関の空席状況を確定し、人事の安定を図ることとなる。これらを総じると、戸警分立の実施計画は当事者の意思、権利利益及びその仕事の環境を改めて調整する必要な期限を既に十分に配慮しており、当該機関が改編した後にも本来の職員の身分権利が受けた不利益を最低限に減らすことができ、よってこれは国家が既に關係公務員に対して最小限の権利制限を選択したといえるべきものであり、また行政コストを過度に消費する方式を以って戸警分立を実現する

までにも至らないと認めるべきである。当事者は職への期待につき、たとえその意に充分に沿うことができなくとも、法治国の原則への順守、警察の責務と一般行政の責務を適切に配分することにより憲政の体制を回復するという重大な公益の重要性及び必要性と比較するならば、それにより受けた不利な影響は、軽量に属するか、または当事者個人の意思が尊重された結果であり、期待的 possibility の範囲を超えて、法治国家の比例原則という要請には尚も合致するに属するものである。

前掲した実施計画の関連規定が、人民の権利に関わる法律を以ってこれを定めていないことは、むろん好ましくないことではあるが、然るにこれは主務官庁が憲政の転換期に立法院（＝国会）の戸籍法を改正するにあたって過渡的な条項またはその他の緩和策を制定していないことから生じた止むを得ない方法であり、またその内容は人民の自由権利を制限していないことから、なおも憲法二三条が規定する法律の留保の原則に反す

るとは言い難い。動員戡乱時期が終結した以降、憲政の体制は既に通常に回復し、前掲した状況はもはや存在しなくなり、過渡的な条項においては、もしも法律の適用を排除したまは制限する効力を有し、また行政機関の組織あるいは人事の固有権限の範囲内の事項でないのであれば、依然法律を以てこれを合わせて定めるか、または法律を以て関係機関に授権し適切な規範とすべきであり、これによつて法治国家の権力分立の原則にはじめて合致することとなることを、ここに併せて指明する。

七二（一九八三）年十一月二一日に改正公布した警察官管理条例（＝法律）第二二条第二項の附図（警察官俸給表）の註釈には警察官が本表の規定により叙級した以後に非警察官の職に転任する場合には、その転任の職に適用する俸給法に基づき、その警察官の原職級により転任の職に相当する職級の最高年功俸給に至るまでに換え、超えた部分があれば依然留保される」と規定しており、これは、異なる制度の公務員の間に

は、本来異なる任用、叙給、成績、評定の規定を適用し、警察官が非警察官の職に転任する場合には、職級を改めて格付けしなければならないとする特別規定は、同一の体系内における公務員待遇の公平を確保するとともに、警察官が法律により叙級した後の俸給利益を保障するためのものである。こうした規定が志願による転任か否かといった差別的扱いを定めてないことは、正当な目的を有する人事調整が執行し難くなることを避けるためであり、公務員の人事制度の健全及び全体の均衡を保護するために必要な制限であり、その手段も相当するに属しております、憲法が保障する平等権の趣旨に尙も抵触するものではない。